

令和5年10月

お客さま各位

白河信用金庫

## インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日より「インボイス制度」（適格請求書等保存方式）が開始されております。

当金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまが各種手数料をお支払いいただいた場合は、当金庫がお客さまに交付する適格請求書等（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。（具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。）

### 記

#### 1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

T 6 3 8 0 0 0 5 0 0 4 7 1 3

#### 2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等をお渡しいたします。

#### 3. 自動振替等でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料（インターネットバンキング手数料、口座振替手数料、貸金庫手数料等）につきましては法人・個人事業主等のお客さまを対象として、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を毎月発行いたします。「インボイス管理票」の発行を希望されないお客さまは、窓口または渉外係までお申し出ください。

#### 4. ATMでのお取引について

ATMでのお取引については、インボイス交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATMから出力される「ご利用明細」等につきましてはインボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承願います。

## 5. インボイスの重複発行について

当金庫の発行する「インボイス管理票」等につきましては、発行する時期が異なることや、抽出する条件が重なる場合があるなどの理由で発行済みのインボイスと重複する場合があります。つきましては、実際にお支払いされた「領収書」や「通帳」等と合わせてご確認いただきますようお願いいたします。

## 6. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合お客さまが適格請求書等発行事業者の登録を受けているときには、当金庫に対しインボイスのご提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応等につきましてご不明な点等がございましたらお取引店の窓口までお問い合わせください。

以上